

那珂市 市民活動補償制度



目

次

市民活動補償制度とは？	…	p. 1
こんなときは対象になりますか？		
環境美化・保全活動	…	p. 4
災害復興支援・防災・防犯・交通安全活動	…	p. 6
広報活動	…	p. 8
レクリエーション活動	…	p. 9
祭りについて	…	p. 9
運搬・移動・送迎について	…	p.10
その他	…	p.11

市民活動補償制度とは？

Q1

市民活動とは？

A1

①市又は市民活動団体が主体となって行う、
②市又は市民活動団体が主催・共催する、
公益を目的として無償で行われる、次の目的のために行われる活動を言います。

目的	具体例
社会や不特定多数の人のために行う	清掃活動、災害復興活動、防災活動、公共施設の管理、交通安全活動など
社会的に支援を必要とする人のために行う	高齢者や障がい者慰安旅行の付き添い、無償の高齢者介護など
交流を通じてより良い社会を作るために行う	自治会活動、お祭り、スポーツ以外のレクリエーション活動など
子どもの健全な育成のために行う	講演会、絵画教室、演劇会など（スポーツを除く。）

Q2

市民活動団体には、自治会も含まれますか？

A2

ここで言う市民活動団体には、那珂市市民活動団体登録制度実施要領の規定により登録された団体のほか、地区まちづくり委員会や自治会も含まれます。

Q3

補償制度の対象にならない活動には、どのようなものがありますか？

A3

次の活動は、対象になりません。

- ・ 政治的、宗教的活動や特定の思想に基づき組織された団体による活動
- ・ 営利を目的とした活動
- ・ 学校、幼稚園及び保育所（園）の行事（クラブ活動も含む。）
- ・ スポーツ活動を通じて交流を図り、より良い社会を作ること为目的として行う活動
（例）地域のスポーツチームでの練習又は競技、スポーツを伴うレクリエーション活動など

Q4

現在、自己負担でほかの保険に加入しています。無料で加入できるなら、今加入している保険をやめようと思うのですが？

A4

市民活動団体として登録されれば、市民活動補償制度を受けることができますが、補償内容はあくまで一定の水準のものとなっていますので、現在加入されている保険と比較した上で検討ください。

Q5

保険の契約手続は必要ですか？

A5

補償制度の運営については、市民活動団体を補償の対象として、市が保険会社と契約を行い、保険料の全額を負担しますので、個人で事前の加入申し込みや登録手続をする必要はありません。

Q6

どのような方が、対象となりますか？

A6

次の方が対象となります。

- ・ 市民活動に、自発的に直接参加をする方
- ・ 無償で市民活動の運営に携わる、又は指導する立場にある方
- ・ 市民活動を行うために那珂市民を中心として構成され、那珂市を活動の拠点とした団体（＝市民活動団体。全国的に組織されている場合は、市内を含む近隣市町村を活動拠点とし、主である構成員を市民とする支部などに限ります。）

ただし、次の方は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 活動に参加せず見物しているだけの方
- ・ 公共施設を利用しているだけの方
- ・ 市民活動によるサービスを単にうけているだけの方

こんなときは対象になりますか？

環境美化・保全活動

Q1

自治会主催で除草作業やゴミ拾い、花壇整備など、年に数回活動していますが、そういった活動は対象になりますか？

A1

対象になります。

Q2

地域集会施設の壁の塗り替え作業を行っていたところ、脚立から足を滑らせ転落、足を骨折してしまいましたが、対象になりますか？

A2

市民活動として行っていた作業であれば対象になります。ただし、屋根の補修など高所での作業は、危険度が高いため対象になりません。

Q3

自治会の清掃活動で、車道に突き出た木の枝の剪定作業中に脚立が倒れて落下し、手首を骨折してしまいましたが、対象になりますか？

A3

自治会の活動であれば対象になりますが、個人的に行った作業の場合や、枝の剪定にチェーンソーを使用した場合は、対象になりません（枝切りバサミや刈払機は、対象になります。）。

Q4

家の前の道路でゴミ拾いをしていたところ、ビンの破片で手を切ってしまいましたが、対象になりますか？

A4

個人的に行う活動は、対象になりません。

Q5

地域の清掃作業中に、隣で一緒に作業していた自分の子どもに誤ってケガをさせてしまいました。対象になりますか？

A5

ケガをした方が団体のメンバーとして活動していたのであれば、傷害補償の対象になります（親権者が自分の子どもにケガをさせた場合は、賠償事故の対象とはなりません。）。

Q6

子ども会で市内の資源物回収を行っている際、軽トラックの荷台から回収物が落下し、回収中の子どもを直撃、腕を骨折してしまいました。対象になりますか？

A6

対象になります。

Q7

市民活動団体が、植林や下草刈りなど森林の環境保全活動を行っていますが、対象になりますか？

A7

対象になります。ただし、チェーンソーを使う作業や高所での枝打ち作業など、危険度の高いものについては、対象になりません。

Q8

市内道路のコサ払いをしていた際、伐採した木の枝が停車していた車に当たり、傷をつけてしまいました。対象になりますか？

A8

活動中に第三者に損害を与えた場合やケガをさせた場合は、対象になります。

Q9

環境美化運動で除草作業中に、刈払機ではねた石が自動車のガラスを破損してしまいました。対象になりますか？

A9

対象になります。

Q10

公園の清掃活動中、スズメバチに刺され通院しましたが、対象になりますか？

A10

対象になります。

Q11

自治会において、定期的に地元の神社周辺の除草作業を行っていますが、対象になりますか？

A11

神社やお寺の行事や祭事は、政教分離の原則から対象外となりますが、神社の清掃、除草作業なども、神社に利する活動のため、対象になりません。一般的にレクリエーション保険に加入されることをおすすめします。ただし、活動の主体が市民活動団体である場合の清掃活動、美化活動又は祭りは、対象になります。

災害復興支援・防災・防犯・交通安全活動

Q1

自治会で、地域のパトロール活動や子ども達の登下校見守り活動を行っていますが、対象になりますか？

A1

対象になります。ただし、自動車を利用したパトロール中の事故は、自動車保険で対応していただくことになります。

Q2

防災訓練の準備で机を運んでいる際、誤って机を足に落としケガをしてしまいましたが、対象になりますか？

A2

対象になります。防災訓練の運営や準備を行っている役員のほか、訓練の参加者も対象となります。

Q3

防災訓練に参加したところ、放水訓練の水で濡れたマンホールで滑って転倒しケガをしてしまいました。対象になりますか？

A3

訓練の参加者も対象になります。

Q4

防犯活動の一環で市内をパトロールしていた自治会員が、オートバイにはねられてケガをしてしまいました。対象になりますか？

A4

徒歩や自転車で行っていたのであれば、対象になります。自動車を運転しての活動中に事故が起きた場合は、自動車の保険で対応していただくことになります。

Q5

近所で火事があり、消火活動をした際にやけどをしてしまいました。対象になりますか？また、鎮火後の後片付けでケガをした場合は、対象になりますか？

A5

火災や地震といった災害時における消火活動、救助活動などは対象外です。また、個人的に行った活動についても対象外となります。

Q6

他県で地震が起こり、市民活動団体の活動としてボランティアとして駆けつけて避難所での炊き出しをしていた際、やけどをしてしまいました。対象になりますか？

A6

被災地での給水、炊き出しボランティアなどの復旧活動は、対象になります。また、活動場所は市内に限らず、国内であれば対象になります。

Q7

交通安全運動期間中の街頭指導に参加した際にケガをしましたが、対象になりますか？

A7

対象になります。

Q8

災害発生後、ボランティアとして復旧活動中に余震が発生し、落下物が当たりケガをしてしまいました。対象になりますか？

A8

地震などの天災による事故は、対象になりません。災害ボランティアとして活動される際には、天災タイプの保険への加入をおすすめします。

Q9

通学路の交通安全立哨をしていた際、段差につまずいて転倒し、ケガをしてしまいました。対象になりますか？

A9

対象になります。

広報活動

Q1

班長が広報誌の配布中に自動車と接触し、ケガをしてしまいました。保険の対象になりますか？

A1

単なる連絡活動であれば、対象になりません。

Q2

市民活動団体の役員が、団体のお知らせを配布中に、石につまずいて転び、ケガをしてしまいました。対象になりますか？

A2

単なる連絡活動であれば、対象になりません。

レクリエーション活動

Q1

自治会主催の運動会で、競技中にケガをした場合は、保険の対象になりますか？

A1

スポーツ活動での競技者、観覧者などは、対象になりません。ただし、運動会での指導、準備、片付けなど、運営のための活動は対象になります。

Q2

子ども会のハイキングで川遊びをしていた際、子どもが足を滑らせて転倒し、ケガをしてしまいましたが、対象になりますか？

A2

対象になります。

Q3

交流を目的としたバレーボール等のレクリエーション活動を開催した際の事故は、対象になりますか？

A3

主催者として活動を企画し、運営や準備に関わっている方については、対象になりますが、レクリエーションの参加者は、対象になりません。

祭りについて

Q1

自治会主催で夏祭りを開催している。その参加者が転倒してケガをしてしまいましたが、対象になりますか？

A1

運営する役員や準備、片付けなどをする人は対象になりますが、祭りの参加者は、対象になりません。

Q2

自治会主催で行われた夏祭りの最中、強風によりテントが飛び、参加者がケガをしてしまいました。対象になりますか？

A2

テントの固定が不十分であったなど、主催者側に原因があり、それによって参加者がケガをした場合は、対象になります。

Q3

市内にある神社の境内を借用し、自治会主催で夏祭りを開催しています。自治会や子ども会の役員が準備や後片付けを行っていますが、対象になりますか？

A3

神社の祭事ではなく、単に神社の境内を使用して自治会などが主催で行っているお祭りなどの準備や後片付けは、対象になります。氏子や総代が主催で行うお祭りなどは、政教分離の原則から、対象になりません。

Q4

市内にある神社で、毎年お祭りを行っており、自治会の役員が祭りの準備や後片付けを行っていますが、対象になりますか？

A4

神社やお寺の行事（祭事）は、政教分離の原則から、対象になりません。

運搬・移動・送迎について

Q1

市民活動団体主催で作品展を行っています。パネルなどの備品を自動車で運ぶのですが、運搬中に事故が起きた場合は、対象になりますか？

A1

運搬に携わる運転者や同乗者のケガについては、対象になります（参加するために送迎されている方は対象となりません。）。ただし、歩行者等にケガを負わせたり、損害を与えたりした場合は、自動車の保険での対応となります。

Q2

活動のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒しケガをしてしまいましたが、対象になりますか？

A2

傷害補償の対象は、市民活動中の傷害事故ですが、指導者等に関しては、集合地又は出発地及び解散地と自宅を行き来するときに、普段通る経路の往復中であれば、対象になります。ただし、往復途中に私用でどこかに立ち寄った場合には、対象とならないことがありますのでご注意ください。また、往復中に他人にケガをさせた場合は、対象になりません。

Q3

自動車で送迎をする活動中、交通事故に遭いましたが、対象になりますか？

A3

自動車を運転している方がケガをした場合は、市民活動を行う方なので、対象になります。ただし、同乗されている方がケガをした場合や、他の車両等に損害を与えた場合は、対象になりませんので、自動車保険で対応してください。

その他

Q1

活動で食事を提供し、食中毒が発生した場合は、対象になりますか？

A1

活動で用意した食事が原因であることが明らかな場合は、対象になります。

Q2

活動中に誤って使用施設内の花びんを落とし壊してしまいました
が、対象になりますか？

A2

対象になります。

Q3

市から委嘱されて報酬を受けている活動中の事故は、対象になりま
すか？

A3

市から委嘱されて行う活動中にケガをした場合は、非常勤の
公務員として公務災害の対象となるため、市民活動補償制度
の対象になりません。

Q4

他県から学生が来て、市民活動団体に指導を受けながら体験をし
ますが、対象になりますか？

A4

学生を迎え入れて指導をしてくれる市民活動団体の方は、対
象になります。ただし、体験に参加する学生は、対象になり
ません。

Q5

市主催の行事（市民活動に限る。）に参加していた市民活動団体の
会員がケガをした場合、対象になりますか？

A5

市民活動の行事であれば、対象になります。

Q6

市外での活動中に発生した事故は、対象になりますか？

A6

国内の活動であれば、対象になります。

Q7

P T Aの活動の一環として、除草作業を行う場合は、対象になりますか？

A7

市民活動団体として登録しているP T Aが行う活動であれば、対象になります。ただし、学校管理下での活動（校内の奉仕活動など）は、対象になりません。

Q8

活動中に脳梗塞、心筋梗塞や急性心不全が起きた場合は、対象になりますか？

A8

補償の対象となる事故として「急激かつ偶然な外来の事故」「日射病、熱射病、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒」であることが条件となります。上記のような脳疾患、疾病又は心神喪失は、活動中に起きたものであっても、疾病や心神喪失が起きたことと活動との因果関係が明らかでないため、対象になりません。

Q9

市民活動団体の活動の一環で視察研修に行きますが、対象になりますか？

A9

公益を目的とした視察研修や研修会に、団体として参加する場合は、対象になります。単なる視察研修では、自分たちのための活動であるため、対象になりません。

Q10

活動中、参加者から借りたカメラを落として壊してしまいましたが、対象になりますか？

A10

対象になります。

Q11

活動中に頭を強く打ち、すぐに病院で検査を受けました。検査の結果幸いにも異常はありませんでしたが、この場合の通院も対象になりますか？

A11

検査のみで、治療を伴わない通院の場合も対象になります。

Q12

活動中に財布を盗まれてしまいました。対象になりますか？

A12

盗難による損害は、対象になりません。

Q13

真夏、地域の除草作業に参加した翌日に気分が悪くなり、熱中症と診断されました。前日の除草作業が原因ではないかと思うのですが、対象になりますか？

A13

活動後、数時間又は数日経過してから何らかの症状が出た場合、活動と症状の因果関係が明らかに認められなければ、対象になりません。

Q14

一旦治癒したと思った傷口の具合がまた悪くなり、別の医師の治療を受けましたが、この場合は対象になりますか？

A14

一旦治癒した時点で保険金請求の手続きを既に行っている場合は、その後の治療については、対象になりません。

Q15

活動を行うための会議や打ち合わせなど、準備中に事故が起きた場合でも対象になりますか？

A15

準備中の事故も対象になります。

Q16

市の内外から無償で市民活動団体の活動の講師として招いた方のケガなどは、対象になりますか？

A16

招いた講師の方がボランティアで引き受けているのであれば、対象になります。

Q17

自治会での除草作業中、刈払機ではねた石が通行中の自動車に傷をつけてしまいました。当事者間で示談を済ませてしまったのですが、この場合でも対象になりますか？

A17

事故が起きたときは、所定の事故報告書を提出していただき、示談が終了した段階で保険金の請求手続きに入ります。事故報告書の提出がないまま示談を済ませてしまうと、保険金が支払われない場合がありますので、事故が起きたときは、まず市役所までご連絡ください。

ここに掲載した内容のほかにも、対象となるケース、対象と
ならないケースがあります。

活動をするにあたって、市民活動補償制度の対象になるか知り
たいときは、市民生活部市民協働課までお問い合わせください。

平成29年 1月発行

《問合せ又は市民活動団体への登録先》

那珂市 市民生活部 市民協働課 市民活動グループ（自治担当）

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

電話番号 029-298-1111（内線265）